



# インバウンド旅行 補償制度 ご案内

2023年7月1日以降、補償が充実しました!

新たに4つの補償内容を追加しました!

① 治療後に、別旅程で帰国する際の航空券代

③ 医師の指示でホテル療養する際の宿泊費

② 治療後に、旅程に復帰する際の国内旅費

④ 7日以上入院する際のご家族の救援訪日旅費

この制度は訪日旅行者の国内旅行(入国から出国まで)を対象とし、〈旅行事故対策費用保険〉等に〈全旅協見舞金制度〉を加えた制度です。 ※旅行者が任意で加入する〈国内旅行傷害保険〉〈海外旅行総合保険〉ではありません。

① 旅行者数は1名からご利用できます。

② 加入手続きは旅行出発日の前日までに完了してください。 ※加入手続きとは、WEB申込をいいます。



一般社団法人 **全国旅行業協会**  
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

一般社団法人全国旅行業協会(ANTA)は、全国47都道府県に支部を置き、全国約5,400社の会員により、地域社会に密着した活動をおこなっております。



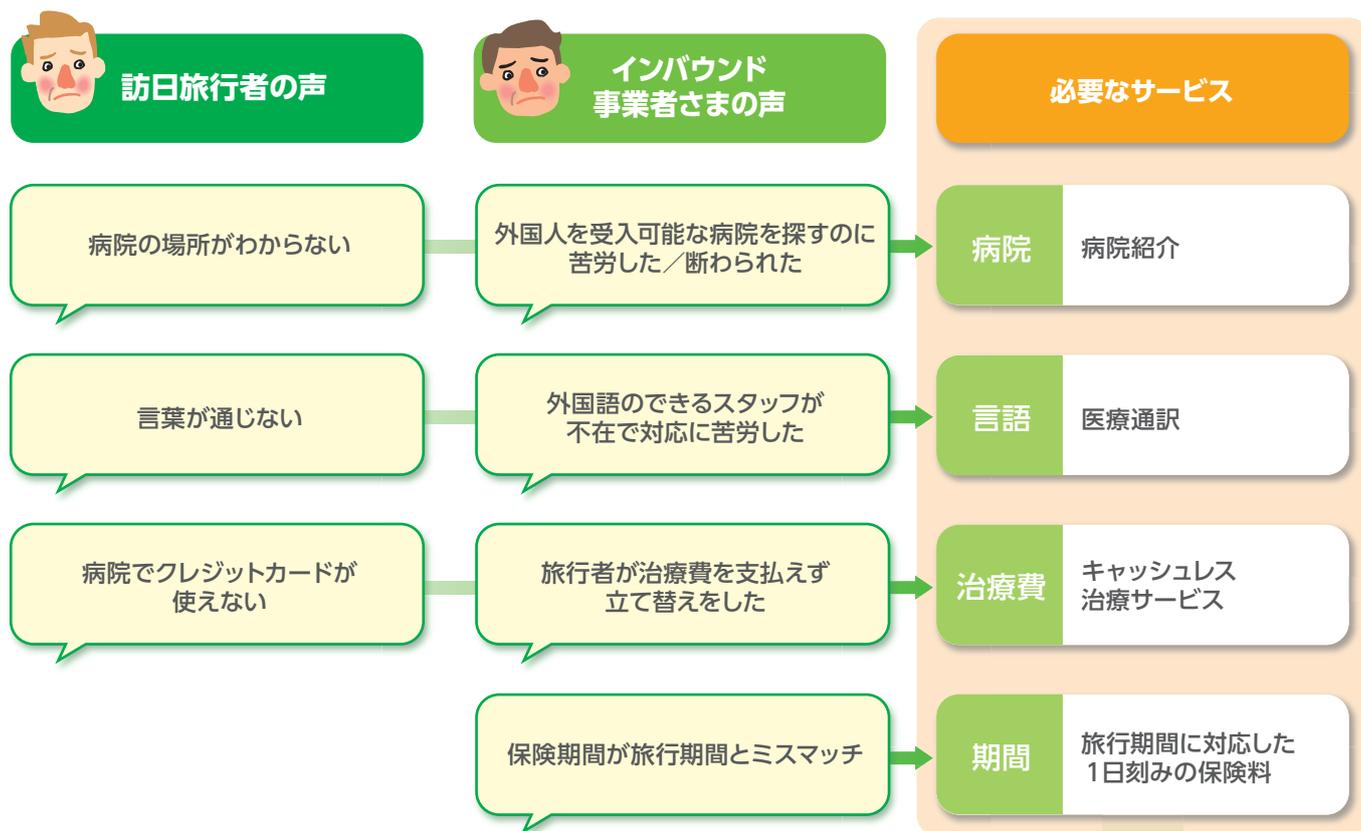
# 全旅協 インバウンド旅行補償制度のご案内

訪日旅行者が万が一、日本滞在中に不慮の病気・ケガに見舞われた際に、言語対応や医療対応上の課題が数多くあり、特に我が国の健康保険等に加入していない訪日旅行者にとって、医療費は思わぬ高額出費となります。(P.3参照)

一方、受け入れ旅行会社として事故対応費用の確保をはじめ、適切な対応が取れる体制を確立しておくことは喫緊の課題です。

『全旅協 インバウンド旅行補償制度』は会員さまが訪日旅行者を受け入れるにあたり、大きな課題となる「医療機関手配」、「医療通訳」、「キャッシュレス治療」をご提供します。

## 訪日旅行者・インバウンド事業者さまの声・要望



### 会員のメリット

- 安心・安全な訪日旅行をご提供できます。
- 訪日旅行者に代わって治療費を立て替えなければならないリスクが最小化します。
- 受入病院確保等の手間を省くことができ、業務効率化に貢献します。

## 全旅協 インバウンド旅行補償制度の5つの特長

### ① 充実したアシスタンスサービス

訪日旅行者が日本滞在中に病気やケガをした場合に、提携医療機関でキャッシュレスで治療が受けられます。

さらに適切な病院の紹介(約1,300の協力医療機関)、三者間通話による医療通訳(英語、中国語、韓国語の3か国語対応)等を手配する24時間365日の「アシスタンスサービス」を提供。

### ② 会員の「旅行事故対策費用」を補償 (旅行事故対策費用保険)

訪日旅行者が日本滞在中に事故等の緊急事態に遭遇した際に、事故現場への担当者の派遣や通信費などの対応費用、その親族等が日本に赴く際の航空運賃等の交通費や、負傷者・ご遺体の移送費用などを補償。

### ③ 企画旅行契約(募集型・受注型)向けにオプションで旅行特別補償をご提供します。(旅行特別補償保険)

### ④ 全旅協 見舞金制度をご提供

全旅協独自の制度として、訪日旅行者が病気やケガにより死亡した場合に、会員に対して見舞金をお支払いします。

### ⑤ 加入手続きは簡単で、 掛金(保険料+補償制度維持費)は後払い

現在利用している「全旅協 旅行災害補償制度」の契約エントリーシステムと同じ要領でWEB申込が可能です。

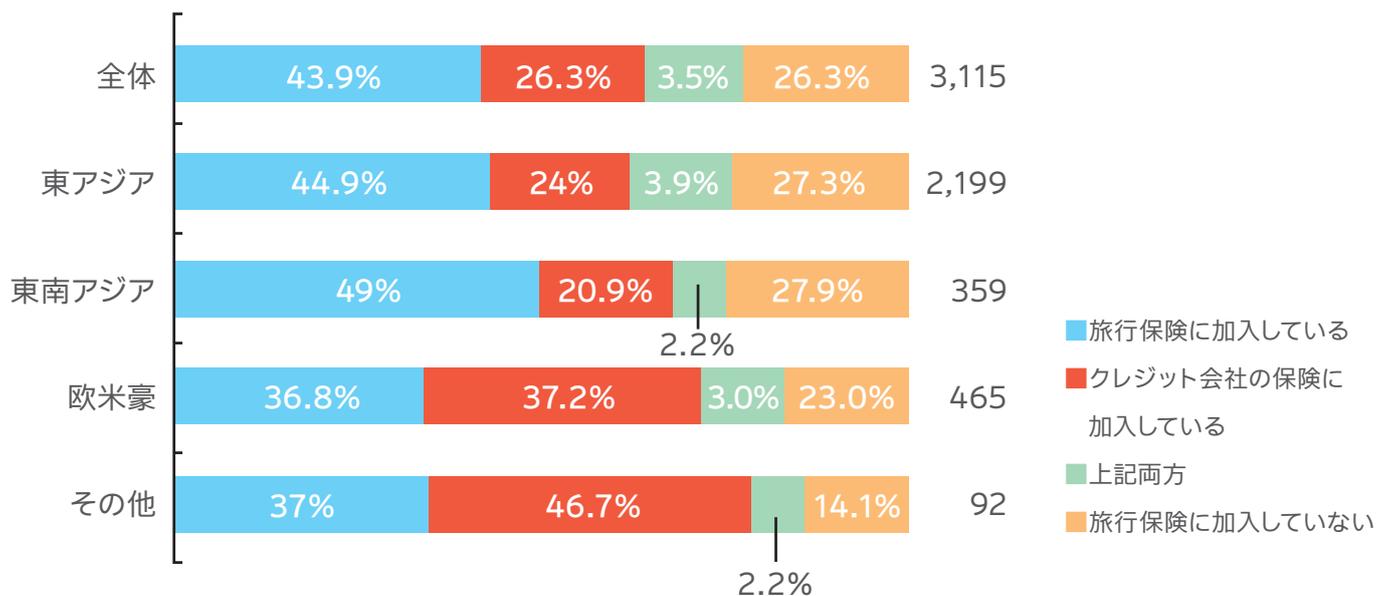
掛金は1か月分取りまとめて翌月中旬に取扱支部へ送金していただきます。

## 1 【参考】 訪日旅行者の「旅行保険加入状況」と「医療上の課題」

### 訪日旅行者の「旅行保険」加入状況

「日本滞在中の予期せぬ病気やケガに備えた保険」に加入していない(=保険未加入で入国する)割合は全体の約3割にのびります。特に、ASEAN、韓国、アメリカからの旅行者に占める保険未加入者は約5割を占めており、他のアジア・欧州諸国に比べ高い割合となっています。

国・地域別訪日旅行者保険加入状況(2020年 観光庁調べ)



## 訪日旅行者における医療上の課題

訪日旅行者が日本滞在中に治療を受ける場合、我が国の健康保険証が使えないため、自由診療となります。このため、医療機関に支払う治療費が高額となり、個別の資金手当てが必要となります。観光庁によると訪日旅行者の4%が滞在中に病気やケガを患っており、中には高額な医療負担を強いられるケースもあります。また、受け入れ医療機関としても、多言語対応体制が万全でないケースや、訪日旅行者の医療費未払い問題を抱えるケースもあります。

### 訪日旅行者における医療上の課題

#### 医療機関

- 言語が通じないため、症状を正しく聞くことができず、診断を正しく伝えることができない。
- 治療費をきちんと払ってもらえるか分からない。場合によっては受診拒否をすることも。



#### 旅行者

- 高額な治療費
- クレジットカードが使える医療機関が少ない。



#### 旅行者

どこの病院に行けばよいか分からない。



### 訪日旅行者医療費の事例

#### 外来案件

都道府県	傷病名	医療費支払額
東京	右手首骨折	198,000円
東京	A型インフルエンザ	70,000円
東京	急性胃腸炎	69,200円
東京	旅行者下痢症	22,500円
山口	熱中症	19,200円
東京	風邪	12,000円

ちょっとした  
ことでも、  
思わぬ高額な  
医療費負担に！

#### 入院案件

都道府県	傷病名	入院日数	医療費支払額
沖縄	急性硬膜下血腫	17日間	3,779,200円
鹿児島	肺炎	14日間	3,464,500円
北海道	右下大腿骨骨折	15日間	2,812,800円
北海道	右頭骨骨折	25日間	2,653,300円
大阪	心筋梗塞	12日間	2,786,500円
神奈川	虫垂炎	5日間	974,200円

日本エマージェンシーアシスタンス調べ

## 2 保険の概要

### 訪日旅行者の補償(原則としてキャッシュレス) (注) 補償内容の詳細については、P.13の補償内容(治療費用保険金)をご確認ください。

#### 日本国内で負担した治療費等を補償

- 責任期間中に発生した病気やケガにより日本国内で医師の治療を受けた場合の治療費等を補償します。
- 治療費等の実費を保険金額1,000万円を限度に補償します。

#### <ご注意>

- ① 旅行者が次に該当する場合は、お支払いできません。  
・旅行者の旅目的が、傷害や疾病の治療または症状の緩和を目的とするものである場合  
・責任期間開始前において、旅行者が日本国内の病院または診療所で治療を受けることが決定していた場合(注)  
(注) 治療を受けることが決定していた場合診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。
- ② 事故の際は、会員もしくは添乗員から事故サポートセンターにご連絡ください。詳細については、P.9もご確認ください。
- ③ 旅行者が旅行行程中、日本に入国してから出国するまでの間に要した費用にかぎります。

#### キャッシュレスで治療が可能

- 病気またはケガの際に訪日旅行者は協力医療機関でキャッシュレスで治療が受けられます。
- 日本全国の約1,300の協力医療機関ネットワークより受診先をご紹介します。
- 英語、中国語、韓国語の3か国語による24時間365日の医療通訳を対応します。

#### 追加でかかる本人の旅費を補償

NEW!

- ① 医師の指示でホテル療養する際の宿泊費
  - ② 治療後に、別旅程で帰国するための交通費および宿泊費(※)
  - ③ 治療後に、国内での当初の旅程に復帰するための交通費および宿泊費(※)
- (※) 1泊上限2万円、2泊までとなります。

## アシスタンスサービス

24時間  
365日  
対応

- 「全旅協 インバウンド旅行補償制度」は緊急事態に遭遇した訪日旅行者への適切な対応をとるために24時間・365日対応の「アシスタンスサービス」が付帯されています。(治療費キャッシュレスもアシスタンスサービスに含まれます。)

### アシスタンスサービスの主な内容

- ・各種医療機関の紹介・外来診療手配
- ・医療機関の転院の手配(注1)
- ・入院治療手配
- ・帰国搬送の手配(注2)
- ・付き添い医師・看護師の手配
- ・遺体送還等(注2)
- ・専用電話受付窓口



<ご注意>

(注1) 転院が必要と医師から認められ、補償の対象となる場合に手配します。

(注2) 旅行事故対策費用保険の補償内容内での対応となります。

超過が発生した場合は、会員さまから事前にお振込みいただいてからの対応となります。



WEB申込後に出力される「お客さま控」に事故サポートセンターの電話番号を記載していますので、ご確認ください。

## 会員の補償(会員に支払われます。)

(注) 補償内容の詳細については、P.12の補償内容(旅行事故対策費用保険)をご確認ください。

### 旅行事故対策費用

訪日旅行者が旅行行程中に次のような事故に遭遇したために、会員が負担した費用を保険金額100万円を限度に補償します。

#### ●保険金が支払われる主な場合

- ・旅行行程中の事故によるケガや急性中毒(注3)または病気により、事故の発生の日から180日以内に死亡または通算して7日以上入院した場合
- ・旅行行程中の事故により遭難し、48時間以内に発見されない場合
- ・ハイジャックなどで身体に不法な支配を受け、行動の自由が妨げられた場合 など

(注3) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した結果急激に生ずる中毒症状をいい、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

#### ●支払われる保険金の主な種類

##### 見舞費用(弔慰金・見舞金)

死亡弔慰金(1名につき30万円限度)、死亡以外の見舞金(1名につき10万円程度)、あわせて1名につき30万円限度

##### 事故対応費用

会員が支出した事故現場へのご担当者の派遣費用(交通費、宿泊費、渡航手続費、出張手当)、通信費、旅行者の親族等(代理人を含みます。)との応対費、現地搜索費用の実費を補償します。

旅行者のご家族の駆け付け費用を  
会員が支援できます!

##### 救援者費用

旅行者の親族等(代理人を含みます。)が日本に赴く際の費用(交通費、宿泊費、渡航手続費いずれも2名分を限度)や、負傷者・ご遺体の移送費用(遺体移送費、遺体処理費、傷者移送費)の実費を補償します。

##### 臨時費用

救援者費用と事故対応費用が支払われる場合に、その合計額(出張手当を除きます。)の20%をお支払いします。ただし、30万円×事故にあった旅行者数が限度になります。

## 旅行特別補償保険

## 企画旅行向けオプション

標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部および受注型企画旅行契約の部)の特別補償規程(国内旅行)に基づいて補償金および見舞金が支払われる場合に、その金額を補償する保険です。

### <特別補償規程とは…>

標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部および受注型企画旅行契約の部)では、国内企画旅行に参加する旅行者が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によってケガ(※)を負った場合または携行品の損害を被った場合に、旅行業者はその責任の有無を問わず、旅行者に対して所定の補償金および見舞金を支払うことが義務づけられています。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。(ただし、細菌性食中毒は含みません。以下同様とします。)

<食中毒が対象となるのは> ○印の箇所が対象となります。

×	細菌性	感染型	細菌そのものの作用によるもの	腸炎ビブリオ、サルモネラ、腸管出血性大腸菌O157 など
		毒素型	細菌の生産する毒素の作用によるもの	ブドウ球菌、ボツリヌス菌 など
○	ウイルス性	ウイルスの感染によるもの		ノロウイルス など
○	自然毒	動物性自然毒によるもの		ふぐ、毒カマス、まひ性毒貝 など
		植物性自然毒によるもの		毒キノコ、青梅、ばれいしょの芽 など
○	化学性	有害、有害な添加物使用によるもの		オーラミン、ローダミン、ホウ酸、ホルマリン など
		器具、容器、包装に由来するもの		緑青、鉛、ひ素 など
		偶然または誤用によるもの		メタノール、農薬、殺虫剤 など

### <「急激かつ偶然な外来の事故」について>

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。(以下同様とします。)

### <お支払いする保険金の種類(1名あたり)>

以下の保険金の額は特別補償規程で定められた補償金・見舞金の額と同額となっています。

死亡補償保険金		1,500万円
後遺障害補償保険金	障害の程度に応じて	1,500万円～45万円
入院見舞費用保険金	入院期間180日以上	20万円
	入院期間90日以上180日未満	10万円
	入院期間7日以上90日未満	5万円
	入院期間7日未満	2万円
通院見舞費用保険金	通院期間90日以上	5万円
	通院期間7日以上90日未満	2.5万円
	通院期間3日以上7日未満	1万円
携行品損害補償保険金		147,000円(自己負担額 1名1事故 3,000円)

### <保険金をお支払いする主な場合>

「企画旅行」に参加する旅行者がその企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされた場合等に、旅行業者が特別補償に関する事項が規定された旅行業約款に基づいてその旅行者またはその旅行者の法定相続人に対して補償金または見舞金等を支払うべきとき、被保険者に保険金をお支払いします。

### <保険金をお支払いできない主な事故>

ア.保険契約者、被保険者または旅行者の故意 イ.旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為  
ウ.旅行者の脳疾患、疾病、心神喪失、妊娠、出産、早産または流産 エ.旅行者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故  
オ.頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの  
カ.山岳登山 など

### 3 全旅協 見舞金制度

#### 会員の補償(会員に支払われます。)

##### 旅行者病気ケガ死亡会員見舞金

訪日旅行者が病気またはケガで死亡した場合、旅行取扱の会員に対して死亡者1名につき10万円(以内)が支払われます。ただし1旅行の限度額は100万円とし、複数の旅行・会員に支払われる場合においては、同一事故全体で500万円限度とします。

### 4 加入制度の種類

インバウンド旅行の契約形態によって、補償内容が異なります。

#### F インバウンド手配旅行 旅行契約の確認を!

～手配旅行の場合

次の保険・見舞金がセットされた制度です。

企画旅行を手配旅行補償制度で加入していた場合、特別補償は旅行会社の自己責任になります。

治療費用保険金支払特約(訪日用)セット 旅行事故対策費用保険	訪日旅行者の病気やケガの治療費および 会員が災害や事故等の緊急事態に遭遇した際に負担する費用を補償
アシスタンスサービス	緊急事態に遭遇した訪日旅行者への適切な対応をとるために 24時間365日対応の「アシスタンスサービス」を提供します。
全旅協 見舞金制度	訪日旅行者が病気やケガにより死亡した場合に、 会員に対して見舞金をお支払いします。

#### G インバウンド企画旅行 特別補償をカバー

～募集型企画旅行・受注型企画旅行の場合

次の保険・見舞金がセットされた制度です。

旅行特別補償保険	旅行業約款に定められた特別補償をカバー
治療費用保険金支払特約(訪日用)セット 旅行事故対策費用保険	訪日旅行者の病気やケガの治療費および 会員が災害や事故等の緊急事態に遭遇した際に負担する費用を補償
アシスタンスサービス	緊急事態に遭遇した訪日旅行者への適切な対応をとるために 24時間365日対応の「アシスタンスサービス」を提供します。
全旅協 見舞金制度	訪日旅行者が病気やケガにより死亡した場合に、 会員に対して見舞金をお支払いします。

## 5 F インバウンド手配旅行補償制度

(治療費用保険金支払特約(訪日用)セット 旅行事故対策費用保険+全旅協見舞金制度)

		内訳		Fタイプ	備考
保険金額(旅行者1名あたり)	旅行者向けに会員へ	損害保険	治療費用	1,000万円	旅行者が旅行参加中に発生した病気やケガにより、日本国内で医師の治療を受けたために会員が負担する費用が支払われます。  (注)旅行者が旅行行程中、日本に入国してから出国するまでの間に要した費用にかぎります。(原則としてキャッシュレス)
	会員へ		事故対策	100万円	旅行者が事故日を含めて180日以内に病気またはケガで死亡または7日以上入院した場合等に適用。見舞費用・救護費用・事故対応費用・臨時費用が支払われます。  (例)対象の旅行者の家族が本国から駆け付ける費用を会員が支援します。
	会員へ	全旅協見舞金制度	インバウンド旅行者死亡会員見舞金	旅行取扱の会員に対して死亡者1名につき10万円(以内)。ただし1旅行の限度額は100万円。*複数の旅行・会員に支払う場合においては、同一事故全体で500万円限度。	旅行者がインバウンド国内旅行参加中に病気やケガで死亡した場合。 ただし地震・噴火・津波に起因する死亡を除きます。

(単位:円)

	旅行日程	掛金	内訳	
			保険料	補償制度維持費
掛金(旅行者1名あたり)	日帰り	940	910	30
	1泊2日	1,250	1,220	30
	2泊3日	1,580	1,550	30
	3泊4日	1,950	1,920	30
	4泊5日	2,280	2,250	30
	5泊6日	2,620	2,590	30
	6泊7日	2,940	2,910	30
	7泊8日	3,280	3,250	30
	8泊9日	3,590	3,560	30
	9泊10日	3,910	3,880	30
	10泊11日	4,270	4,240	30
	11泊12日	4,590	4,560	30
	12泊13日	4,910	4,880	30
	13泊14日	5,220	5,190	30
14泊15日	5,560	5,530	30	

	旅行日程	掛金	内訳	
			保険料	補償制度維持費
掛金(旅行者1名あたり)	15泊16日	5,880	5,850	30
	16泊17日	6,190	6,160	30
	17泊18日	6,550	6,520	30
	18泊19日	6,870	6,840	30
	19泊20日	7,190	7,160	30
	20泊21日	7,500	7,470	30
	21泊22日	7,840	7,810	30
	22泊23日	8,160	8,130	30
	23泊24日	8,470	8,440	30
	24泊25日	8,840	8,810	30
	25泊26日	9,150	9,120	30
	26泊27日	9,470	9,440	30
	27泊28日	9,810	9,780	30
	28泊29日	10,120	10,090	30
29泊30日	10,440	10,410	30	

## 6 G インバウンド企画旅行補償制度(募集型・受注型共通)

(旅行特別補償保険+治療費用保険金支払特約(訪日用)セット 旅行事故対策費用保険+全旅協見舞金制度)

		内訳	Gタイプ	備考	
補償額(旅行者1名あたり)	会員から旅行者へ	特別補償(損害保険)	傷害死亡	1,500万円	旅行者が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、旅行業法の特別補償規程に定められた補償義務が発生し補償金または見舞金が支払われる場合に保険金をお支払いします。 (注1)入院見舞金および通院見舞金の支払いについて旅行者1名について入院日数および通院日数がそれぞれ1日以上になった場合は、次の①②に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもののみが支払われます。 ①その入院日数に対し支払うべき入院見舞金 ②その通院日数(入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。) にその入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたうえで、その日数に対し支払うべき通院見舞金 (注2)携行品損害について補償の対象となるのは、旅行者が所有し、携行する身の回り品(補償対象品といいます)です。補償対象品の1個、1組または1対あたりの限度額は100,000円となります(自己負担額1事故につき3,000円)。
			後遺障害	1,500万円~45万円	
			入院見舞金	入院日数7日未満の傷害を被った場合 2万円 入院日数7日以上90日未満の傷害を被った場合 5万円 入院日数90日以上180日未満の傷害を被った場合 10万円 入院日数180日以上の傷害を被った場合 20万円	
			通院見舞金	通院日数3日以上7日未満の傷害を被った場合 1万円 通院日数7日以上90日未満の傷害を被った場合 2万5千円 通院日数90日以上の傷害を被った場合 5万円	
			携行品損害	147,000円	
	旅行者向けに会員へ	損害保険	治療費用	1,000万円	旅行者が旅行参加中に発生した病気やケガにより、日本国内で医師の治療を受けたために会員が負担する費用が支払われます。 (注)旅行者が旅行行程中、日本に入国してから出国するまでの間に要した費用にかぎります。(原則としてキャッシュレス)
	会員へ		事故対策	100万円	旅行者が事故日を含めて180日以内に病気またはケガで死亡または7日以上入院した場合等に適用。見舞費用・救護者費用・事故対応費用・臨時費用が支払われます。
	会員へ	全旅協見舞金制度	インバウンド旅行者死亡会員見舞金	旅行取扱の会員に対して死亡者1名につき10万円(以内)。ただし1旅行の限度額は100万円。*複数の旅行・会員に支払う場合においては、同一事故全体で500万円限度。	旅行者がインバウンド国内旅行参加中に病気やケガで死亡した場合。 ただし地震・噴火・津波に起因する死亡を除きます。

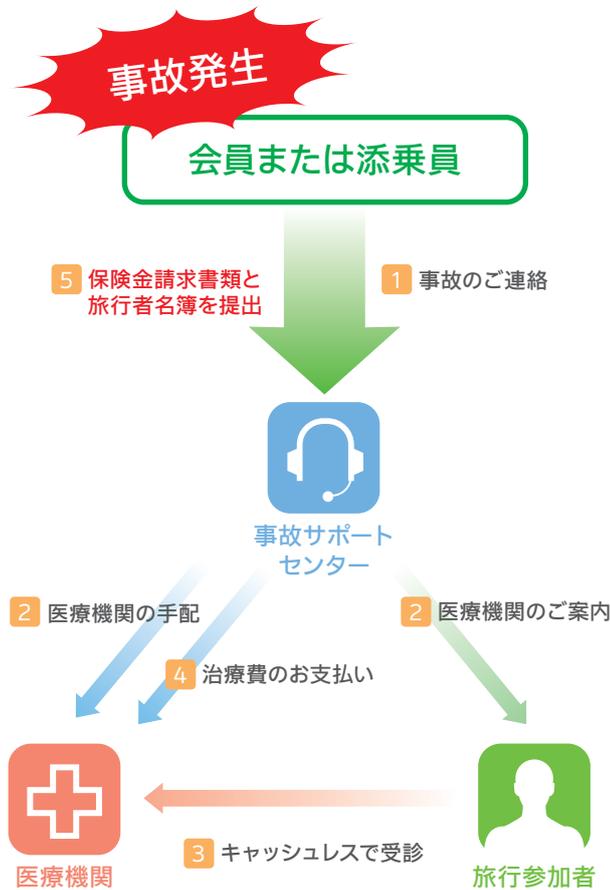
(単位:円)

	保険期間(日)	掛金	内訳	
			保険料	補償制度維持費
掛金(旅行者1名あたり)	1(日帰り)	994	964	30
	2日	1,310	1,280	30
	3日	1,648	1,618	30
	4日	2,022	1,992	30
	5日	2,375	2,345	30
	6日	2,715	2,685	30
	7日	3,035	3,005	30
	8日	3,411	3,381	30
	9日	3,721	3,691	30
	10日	4,041	4,011	30
	11日	4,401	4,371	30
	12日	4,721	4,691	30
	13日	5,041	5,011	30
	14日	5,351	5,321	30
	15日	5,775	5,745	30

	保険期間(日)	掛金	内訳	
			保険料	補償制度維持費
掛金(旅行者1名あたり)	16日	6,095	6,065	30
	17日	6,405	6,375	30
	18日	6,765	6,735	30
	19日	7,085	7,055	30
	20日	7,405	7,375	30
	21日	7,715	7,685	30
	22日	8,055	8,025	30
	23日	8,375	8,345	30
	24日	8,685	8,655	30
	25日	9,055	9,025	30
	26日	9,365	9,335	30
	27日	9,685	9,655	30
	28日	10,025	9,995	30
	29日	10,335	10,305	30
	30日	10,655	10,625	30

## 7 事故が起きたら

### キャッシュレス治療 / 保険金請求のながれ



- 1 事故の際は、契約エントリーシステムから発行できる「お客さま控」を手元にご用意のうえ、**会員もしくは添乗員から**(注1)、事故サポートセンターにご連絡ください。事故受付後、必要に応じて事故サポートセンターにて旅行者・医療機関と直接対応をさせていただきます。
- 2 事故サポートセンターにて、お近くの協力医療機関の予約を手配します。
- 3 医療機関で、所定の書類に必要事項をご記入いただき、キャッシュレスで診察をお受けください。(注2)(注3)(注4)(注5)
- 4 事故サポートセンター(損保ジャパン)より医療機関へ治療費をお支払いします。
- 5 **保険金請求書類と傷病旅行者が含まれた旅行者名簿を事故サポートセンターにご提出ください。**

事故サポートセンター 24時間365日対応

03-6311-5851

#### <ご注意>

(注1)事故の際は旅行者ではなく、会員もしくは添乗員から、事故サポートセンターにご連絡ください。

#### 【添乗員から事故サポートセンターに連絡する場合】

添乗員および添乗員手配の旅行会社と会員間で事前合意のうえ、事故の際は「〇〇旅行会社(会員名)、〇〇ツアー(旅行団体名)、添乗員〇〇(添乗員名)」を伝えるようにしてください。

添乗員に事故サポートセンターの電話番号が記載されている「お客さま控」をお渡しするようにお願いします。

なお「お客さま控」はWEB申込後に出力されます。

(注2)事故サポートセンターにご連絡をいただいた際に、地域によってはキャッシュレスで治療をいただける協力医療機関を手配できない場合があります。その場合は、治療費等を一度立替えていただき、事故サポートセンターで保険金をご請求ください。

(注3)緊急外来の場合(土日祝日、夜間など)、医療機関の会計事務の関係で、キャッシュレスでの受診はできず、医療機関のご案内のみとなる場合もあります。

(注4)日本の医療機関では、診察後に処方箋を受け取り、別途院外の薬局で薬の購入が必要な場合があります。立替払が必要な場合は薬局へ薬代をお支払いいただき、会員から事故サポートセンターへ保険金をご請求ください。

(注5)補償内容内での対応となります。超過が発生した場合は、会員にて事前のお振込みいただいてからの対応となります。

## ⑧ 利用方法のあらまし

**1** 「全旅協旅行災害補償制度 契約エントリーシステム」で加入します。  
(添乗員を人数に含めることはできません。)

<WEB申込><https://www.zenryohoken.com>からログインします。ANTA-NET、  
旅行ビジネスサポートホームページからもアクセスできます。

### 〈加入制度の種類〉

**2** 旅行形態に応じ、2種類の補償制度に区分されています。  
F. インバウンド手配旅行補償制度      G. インバウンド企画旅行補償制度

### 〈旅行日程〉

日帰り 1泊2日～29泊30日からお選びください。

**3** 旅行出発までに申込手続きを行います。

**ご注意** 事故後申込あるいは申込手続きがなされていない場合には保険金は支払われません。

**4** 毎月月末までの申込分で締め、翌月の10日すぎに請求書が届きます。

**ご注意** 従前の請求書の中に内訳として表示されます。

**5** 毎月中旬までに請求金額を全旅協取扱支部へ支払います。

**ご注意** 掛金の納入が遅滞した場合には、当制度のご利用が停止となります。

### 重要

申込人数が一定数(Gタイプで申込人数2,130人)を超える場合は損保ジャパンの事前承認が必要になります。旅行出発日の10日前までに必ず(株)旅行ビジネスサポートへご連絡ください。

※10日前までにご連絡いただけない場合、保険のご加入をお引き受けできないことがあります。

※事前承認なくお申しいただいた場合には、事故の際に保険金が支払われない場合や削減される場合があります。

特に船や航空機に乗船、搭乗される同一団体様は必ずお申込みの前に申請ください。

## 9 ご利用にあたっての注意点

### 申込みは必ず旅行出発前までに！

- 申込みは必ず旅行出発前までにWEBで行ってください。(当日でも出発前でしたら申込手続きは可能です。申込みの前に事故が起きても、保険金は支払われません。)WEBは「**全旅協旅行災害補償制度契約エントリーシステムの契約情報新規作成画面**」でお手続きください。
- ご契約条件に変更がおきたら、変更手続きが必要です。WEBは「**契約情報編集画面**」でお手続きください。

### WEB申込内容の確認、訂正について

- お申込み内容は申込画面ですぐに確認可能です。

### 〈掛金精算〉

- 掛金は1か月分取りまとめて翌月中旬に取扱支部に送金していただきます。送金しないと精算不良会員となり、その後はインバウンド旅行補償制度が利用できなくなります。(保険料は前払いが原則。インバウンド旅行補償制度が例外なのです。)
- 当月ご請求額は過不足があってもそのまま(請求書どおり)で送金してください。
- 過不足は翌月の請求書にて相殺となります。二重請求など訂正が必要な場合は(株)旅行ビジネスサポートあてにご連絡ください。

掛金は  
会員負担！

## この保険のあらまし

- 保険商品について：全旅協インバウンド旅行補償制度は旅行事故対策費用保険普通保険約款、旅行特別補償保険普通保険約款と治療費用保険金支払特約(訪日用)で構成された損害保険に全旅協見舞金制度をセットした制度です。
- 保 険 契 約 者：一般社団法人全国旅行業協会
- 保 険 期 間：2023年7月1日午前0時から2024年6月30日午後12時までの1年間およびその継続契約となります。(上記期間のうち、インバウンド旅行行程中が補償期間となります。)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者：一般社団法人全国旅行業協会の加盟会員
  - 被 保 険 者：一般社団法人全国旅行業協会の加盟会員のうち、全旅協インバウンド旅行補償制度の加入会員
  - お支払方法：P.11「9.ご利用にあたっての注意点」〈掛金精算〉のとおり
  - お手続方法：P.10「8.利用方法のあらまし」のとおり
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約配当金はありません。

インバウンド旅行補償制度の内容 (旅行事故対策費用保険・治療費用保険金支払特約(訪日用)・旅行特別補償保険)

補償内容のご説明

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
事故対応費用保険金  旅行事故対策費用保険  救済者費用保険金  見舞費用  臨時費用	次のいずれかの事由に該当した場合 ①訪日外国人旅行者が、日本滞在中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日から180日以内に死亡、または通算して7日以上入院した場合 ②訪日外国人旅行者が、日本滞在中の急性中毒(注1)が原因で、事故発生の日から180日以内に死亡、または通算して7日以上入院した場合 ③訪日外国人旅行者が、日本滞在中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難もしくは行方不明となり、48時間を経過しても発見されない場合 ④訪日外国人旅行者が、日本滞在中に身体に不法な支配を受け、行動の自由を妨げられた場合 ⑤旅行者が死亡した場合で、次のア.またはイ.のいずれかに該当したとき。 ア. 疾病(注2)または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡したとき。 イ. 責任期間中に発病した疾病(注2)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。 ⑥旅行者が責任期間中に発病した疾病(注3)を直接の原因として継続して、7日以上入院(注4)した場合。ただし、責任期間中に治療を開始した場合にかぎります。 ⑦旅行者が自殺行為を行った場合で、次のア.またはイ.のいずれかに該当したとき。 ア. 責任期間中に自殺行為を行った旅行者が、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 イ. 旅行者が責任期間中に行った自殺行為を直接の原因として継続して、7日以上入院(注4)したとき。 (注1)急性中毒 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した結果急激に生ずる中毒症状をいい、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (注2)疾病 妊娠、出産、早産および流産を含みません。 (注3)疾病 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。 (注4)入院 他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のためその旅行者以外の医師が必要と認めた場合にかぎります。	被保険者(外国人受入れ先等)が事故発生の日からその日を含めて180日以内に負担した次の費用をお支払いします。 (1)役員、使用人または代理人を現地に派遣したときの費用 ①交通費 ②宿泊費 ③渡航手続費 ④出張手当(1人1日につき1万円が限度、出張規定がない場合は1人1日につき5,000円とします。) (2)ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用(1人1日につき1万円かつ通算して50人1日を限度とします。) (3)被保険者が必要とした通信費用 (4)被保険者が訪日外国人旅行者の法定相続人またはその代理人と対応したときの下記の緊急対応関係費用 ①ホテル・事務所等の対応施設借上げ費用 ②訪日外国人旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問したときの交通費および宿泊費(宿泊費については1名につき14日分限度) (5)左記③に該当した訪日外国人旅行者の捜索活動のために被保険者が負担した現地捜索費用  (1)訪日外国人旅行者の救済者(法定相続人またはその代理人)が捜索、看護、事故処理等のために現地に赴いた場合に、被保険者が負担した次の費用(計2名限度) ①交通費…救済者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費 ②宿泊費…現地における救済者の宿泊費(1名につき14日分を限度) ③渡航手続費…旅券印紙代、査証費、予防接種料等 (2)被保険者が負担した次の費用 ①遺体移送費…死亡した訪日外国人旅行者の遺体を現地から自宅まで移送した費用 ②遺体処理費…現地および移送中における遺体処理に要した費用 ③移転費…通算して7日以上入院した訪日外国人旅行者を現地から自宅まで移送した費用。ただし、その訪日外国人旅行者が通常要する運賃は除きます。	①保険契約者、被保険者または訪日外国人旅行者の故意または重大な過失による事故 ②訪日外国人旅行者の犯罪行為、または闘争行為(けんか)による事故 ③訪日外国人旅行者の無資格運転または酒気帯び運転(酒酔い運転を含みます。)、麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑤核燃料物質による事故 ⑥ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツなどを行っている間の事故 ⑦訪日外国人旅行者の自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技、競争、興行(練習を含みます)または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間に被った事故など
	訪日外国人旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①弔慰金…訪日外国人旅行者が死亡したとき実際に負担した費用(1名につき30万円を限度) ②見舞金…訪日外国人旅行者が死亡以外のとき実際に負担した費用(1名につき10万円を限度) ①と②あわせて1名につき30万円限度	事故対応費用保険金および救済者費用保険金の合計額の20%をお支払いします。(事故に遭遇した訪日外国人旅行者数×30万円が限度。出張手当は対象となりません。)	

インバウンド旅行補償制度の内容（旅行事故対策費用保険・治療費用保険金支払特約（訪日用）・旅行特別補償保険）

〈続き〉

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">治療費用保険金支払特約（訪日用）</p>	<p>旅行者が次のいずれかの事由に該当し、被保険者が治療等により生じた費用を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>① 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故(注1)によって傷害を被り、その直接の結果として責任期間中に治療を開始した場合</p> <p>② 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間中に治療を開始した場合</p> <p>③ 既往疾病を直接の原因として、責任期間中における症状の急激な悪化により責任期間中に治療を開始した場合</p> <p>ただし、責任期間中に治療を開始した日(注2)から、その日を含めて180日以内に日本国内で要した費用にかぎり、お支払の対象となります。</p> <p>なお、②および③の発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期、症状の急激な悪化の認定等は、医師の診断によります。</p> <p>(注1) 急激かつ偶然な外来の事故以下「事故」といいます。</p> <p>(注2) 治療を開始した日</p> <p>③において、合併症および続発症の場合は、責任期間中に初めてその疾病の治療を開始した日をいいます。</p>	<p>お支払いする保険金の額は、次の①から⑭までに掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額とします。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故または発病に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。</p> <p>① 医師の診察費、処置費および手術費</p> <p>② 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料</p> <p>③ 義手および義足の修理費</p> <p>④ X線検査費、諸検査費および手術室費</p> <p>⑤ 職業看護師費。ただし、謝金および礼金は含みません。</p> <p>⑥ 病院等へ入院した場合の入院費</p> <p>⑦ 救急措置として旅行者を病院等に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合にかぎり費用の範囲に含めます。</p> <p>⑧ 入院または通院のための交通費</p> <p>⑨ 病院等に専門の医師がいないことまたはその病院等での治療が困難なことにより、他の病院等へ移転するための移転費(注1)。</p> <p>⑩ 治療のために必要な通訳雇入費</p> <p>⑪ この保険契約の保険金請求のために必要な医師の診断書の費用</p> <p>⑫ 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用</p> <p>⑬ 入院による治療を要しない場合において、治療を受け、医師または保健所の指示により宿泊施設で療養するときの宿泊施設の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。</p> <p>⑭ 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次のア.またはイ.に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。</p> <p>ア. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(注2)</p> <p>イ. 被保険者が国内での当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費(注2)</p> <p>(注1) 移転費 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合は、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合にかぎり費用の範囲に含めます。</p> <p>(注2) 宿泊費 1泊上限2万円、2泊までとなります。</p>	<p>① 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失</p> <p>③ 旅行者の故意または重大な過失。ただし、この特約の保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用にかぎります。</p> <p>④ 旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>⑤ 旅行者が次のア.からウ.までのいずれかに該当する間に生じた事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>⑥ 旅行者の歯科疾病</p> <p>⑦ 旅行者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑧ 旅行者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害または疾病が、当社が保険金を支払うべき傷害または疾病の治療によるものである場合は、保険金を支払います。</p> <p>⑨ 旅行者に対する刑の執行</p> <p>⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱またはその他これらに類似の事変。ただし、テロ行為を除きます。</p> <p>⑪ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>⑫ ⑩もしくは⑪のいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故</p> <p>⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑭ 旅行者が頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑮ 旅行者が乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、⑰に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等を行っている間については、保険金を支払います。</p> <p>⑯ 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、⑰に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。</p> <p>⑰ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>⑱ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険なスポーツなどを行っている間に被った傷害</p> <p>⑲ 山岳登山(注1)を行っている間に発病した高山病</p> <p>⑳ 旅行者の旅行目的が、傷害や疾病の治療または症状の緩和を目的とするものである場合</p> <p>㉑ 責任期間開始前において、旅行者が日本国内の病院または診療所で治療を受けることが決定していた場合(注2)</p> <p>(注1) 山岳登山 ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</p> <p>(注2) 治療を受けることが決定していた場合 診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。</p>

インバウンド旅行補償制度の内容 (旅行事故対策費用保険・治療費用保険金支払特約(訪日用)・旅行特別補償保険)

(Gタイプに適用されます)

〈続き〉

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
旅行特別補償保険	死亡補償保険金	死亡・後遺障害補償保険金額を限度に死亡補償金の額 ① その旅行者について、すでに支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、下記の額を限度とします。	たとえば、次のような事由により旅行者に生じたケガにより被保険者(保険の補償を受けられる方)が被った損害に対しては保険金をお支払いしません。 ①ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)または旅行者の故意 ②死亡補償金を受け取るべき者の故意 ③旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④旅行者の酒気を帯びた状態での運転または無免許運転中に生じた事故 ⑤旅行者の脳疾患、疾病または心身喪失 ⑥旅行者の妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2) ⑨放射線照射、放射能汚染 ⑩地震、噴火またはこれらによる津波 ⑪むちうち症・腰痛で他覚症状のないものなど (注2)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 旅行者が次の行為を行っている間に生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被った損害に対しては、その行為が旅行日程に含まれている場合で、かつ、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいた場合にかぎり、保険金をお支払いします。 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ ・自動車、原動機付自転車またはモーターボートによる競技、競争、興行、試運転 ・路線航空機以外の航空機操縦
	後遺障害補償保険金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額の3%~100%の額	
	入院見舞費用保険金	入院日数に応じて、入院見舞費用保険金額を限度に入院見舞金の額(注1) ※ 入院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、入院見舞費用保険金は重複してお支払いできません。	
	通院見舞費用保険金	通院日数に応じて、通院見舞費用保険金額を限度に通院見舞費用の額(注1) ※ 通院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、通院見舞費用保険金は重複してお支払いできません。	
携行品損害補償保険金	国内企画旅行中に旅行者の携行品(注3)が盗難、破損、火災等の偶然な事故によって損害を受け、被保険者(保険の補償を受けられる方)が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に損害補償金を支払う場合。 (注3)携行品とは? 旅行者が所有かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、航空券、パスポート、コンタクトレンズ、各種書類等は含まれません。	携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とし、時価額(注4)または修繕費のいずれか低い額を限度に損害補償金の額から旅行者1名につき1回の事故につき免責金額(自己負担額)3,000円を差し引いた額 ① お支払いする保険金は、旅行者1名につき、14万7,000円が限度となります。 (注4) 時価額とは? 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	上記の①、③、④、⑧~⑩に加え、 ・旅行者と世帯を同じくする親族の故意 ・携行品が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失 など

(注1) 同一の旅行者が入院かつ通院した場合には、入院見舞費用保険金と通院見舞費用保険金(通院日数に入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたうえで、通院見舞費用保険金を算出します。)のいずれか大きい金額(同額の場合には入院見舞費用保険金)のみをお支払いします。

<保険金額等について>

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 用語のご説明

### 【共通】

用語	用語の定義
旅行者	旅行に参加する旅行者をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
入院	宿泊施設等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部について支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

### 【旅行特別補償保険】

後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、旅行者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
国内旅行	本邦内でのみの旅行をいいます。
旅行者	企画旅行に参加する旅行者をいいます。
治療	医師による治療をいいます。 ただし、旅行者が医師である場合は、旅行者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
企画旅行	保険証券記載の、旅行業法第4条第1項第3号に規定する企画旅行をいいます。
企画旅行参加中	旅行者が企画旅行に参加する目的をもって被保険者があらかじめ手配した乗車券類等によって提供されるその企画旅行の日程に定める最初の交通機関・宿泊施設等(注1)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の交通機関・宿泊施設等のサービスを受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する期間は、企画旅行に参加していないものとします。 ①旅行者が離脱および復帰の予定日時をあらかじめ被保険者に届け出ることなく離脱している間 ②旅行者が復帰の予定なく離脱している間 ③その企画旅行の日程に、旅行者が被保険者の手配にかかわる交通機関・宿泊施設等のサービスの提供を一切受けない日(注2)が定められている場合において、その旨およびその日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対し旅行業約款に基づく補償金および見舞金の支払が行われない旨が契約書面に明示されたときは、その日。 (注1)交通機関・宿泊施設等 旅行者が企画旅行に参加するため個別に利用する機関等を含みません。 (注2)サービスの提供を一切受けない日 旅行地の標準時によります。
特別補償	旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第28条第1項もしくは受注型企画旅行契約の部第29条第1項の規定による補償またはこれに準ずる補償をいいます。
旅行業約款	特別補償に関する事項が規定された、旅行業法第12条の2第1項に規定する旅行業約款をいいます。
サービスの提供を受けることを開始した時	次の①または②のいずれかに該当する時をいいます。 ① 添乗員、被保険者の使用人または被保険者が委託した者が受付を行う場合は、その受付完了時 ② ①の受付が行われない場合においては、次のア.からカ.までに掲げる時 ア.最初の交通機関・宿泊施設等が、航空機である場合は、搭乗手続の完了時 イ.最初の交通機関・宿泊施設等が、船舶である場合は、乗船手続の完了時 ウ.最初の交通機関・宿泊施設等が、鉄道である場合は、改札の終了時または改札のない場合は、その列車乗車時 エ.最初の交通機関・宿泊施設等が、車両である場合は、乗車時 オ.最初の交通機関・宿泊施設等が、宿泊施設である場合は、その施設への入場時 カ.最初の交通機関・宿泊施設等が、宿泊施設以外の施設である場合は、その施設の利用手続の終了時

用語	用語の定義
サービスの提供を受けることを完了した時	次の①または②のいずれかに該当する時をいいます。 ① 添乗員、被保険者の使用人または被保険者が委託した者が解散を告げる場合は、その告げた時 ② ①の解散の告知が行われない場合においては、次のア. からカ. までに掲げる時 ア.最後の交通機関・宿泊施設等が、航空機である場合は、乗客のみが入場できる飛行場構内からの退場時 イ.最後の交通機関・宿泊施設等が、船舶である場合は、下船時 ウ.最後の交通機関・宿泊施設等が、鉄道である場合は、改札終了時または改札のない場合はその列車降車時 エ.最後の交通機関・宿泊施設等が、車両である場合は、降車時 オ.最後の交通機関・宿泊施設等が、宿泊施設である場合は、その施設からの退場時 カ.最後の交通機関・宿泊施設等が、宿泊施設以外の施設である場合は、その施設からの退場時

【旅行事故対策費用保険】

契約年度	初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
現地	事故発生地または旅行者の収容地をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
救援者	旅行者の捜索(注1)、看護または事故処理を行う目的をもって現地に赴くその旅行者の法定相続人(注2)をいいます。 (注1)捜索 捜索、救助または移送をいいます。 (注2)法定相続人 その代理人を含みます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。

【治療費用保険金支払特約（訪日用）】

医師	日本の医師免許を有する者をいいます。なお、旅行者が医師である場合は、旅行者以外の医師をいいます。
出国	日本国の入国審査官から出国の確認を受けることをいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。 (注)中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注)モーターボート 水上オートバイを含みます。
書面等	書面または情報処理機器等の通信手段をいいます。
損害等	普通保険約款およびこの特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院等に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。 ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入国	日本国の入国審査官から上陸許可を受けることをいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、歯科疾病、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
既往疾病	責任期間開始前に発病し治療を受けたことのある疾病をいいます。
症状の急激な悪化	責任期間中に生じることについて旅行者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の悪化をいいます。
保険事故	傷害の原因となった事故または疾病の発病をいいます。なお、既往疾病における症状の急激な悪化を含みます。
責任期間	旅行者の旅行行程中、日本に入国してから、最初に出国するまでの期間をいいます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

### 1. クーリングオフ

この保険は包括契約であり、クーリングオフの対象ではありません。

### 2. ご加入時における注意事項

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 重大事由による解除等  
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合やご加入者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。保険期間が始まった後であっても、旅行行程が開始する前、旅行行程が終了した後発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①旅行者の身体に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※1) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(※2) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 左記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。旅行特別補償保険、旅行事故対策費用保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

## 8. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## 9. 本制度の見舞金制度引受について

全旅協見舞金制度は一般社団法人全国旅行業協会の運営する見舞金制度であり、株式会社旅行ビジネスサポートが事務委託を受けているものです。

## 問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

### 取扱代理店

#### 【全旅保険】株式会社 旅行ビジネスサポート

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 KSビル3階

**TEL:03-6272-9704 FAX:03-6272-9714**

(受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)

### 引受保険会社

#### 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第八部第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

**TEL:03-3231-2201 FAX:03-3231-7835**

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

#### ●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と  
手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に  
解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

#### ●事故が起こった場合は、ただちに下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

**事故サポートセンター TEL:03-6311-5851** (受付時間:24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。  
したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載して  
います。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください  
(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、  
取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。